™ その他

1. 徴税費等の状況

(単位:千円、%)

					令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	区 分			金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	
市				税 (A)	5,044,112	77.53	107.87	5,104,646	77.41	101.20	4,926,145	78.36	96.50
個	人	. 道	民	税 (B)	1,461,684	22.47	112.24	1,489,669	22.59	101.91	1,360,662	21.64	91.34
合 計((計 (C)	6,505,796	100.00	108.82	6,594,315	100.00	101.36	6,286,807	100.00	95.34	
	人件費 需用費	基本	K	給	54,446	35.91	101.34	54,322	39.09	99.77	57,917	43.50	106.62
		諸	F	当	34,453	22.72	102.94	32,152	23.14	93.32	32,225	24.20	100.23
		その)	他	22,302	14.71	95.45	22,497	16.19	100.87	22,909	17.21	101.83
徴		小		計	111,201	73.33	100.58	108,971	78.41	97.99	113,051	84.90	103.74
		旅		費	985	0.65	432.02	657	0.47	66.70	968	0.73	147.34
税		そ 0)	他	39,307	25.92	240.48	29,185	21.00	74.25	18,897	14.19	64.75
		小		計	40,292	26.57	243.12	29,842	21.47	74.06	19,865	14.92	66.57
費	そ	報奨金及 類 する			0	0.00	_	0	0.00	-	0	0.00	_
		その)	他	145	0.10	81.92	162	0.12	111.72	234	0.18	144.44
		小		計	145	0.10	81.92	162	0.12	111.72	234	0.18	144.44
		合	計	(D)	151,638	100.00	119.11	138,975	100.00	91.65	133,150	100.00	95.81
道民税		納税通知及び納税義務者 数を基準とした金額			53,286	100.00	99.05	52,824	100.00	99.13	52,473	100.00	99.34
徴収	報り額	受金の額1	こ相当	当する金	0	0.00	_	0	0.00	_	0	0.00	_
取扱費		合	計	(E)	53,286	100.00	99.05	52,824	100.00	99.13	52,473	100.00	99.34
道民税徴収取扱費を除く徴税費 (D)-(E)=(F)			98,352		133.78	86,151		87.59	80,677		93.65		
税収に対る徴	すす (D)/(C)			割合	2.33		2.11		2.12				
費の割合	カ 市税に対する割合		1.95		1.69		1.64						
徴 税 吏 員 娄			員 数	2	20		2	21		21			

※各年課税状況調より

2. 市税現行税率等一覧 -1-

区	分	課税客体·納税義務者等	賦課期日	税率	申告期限	納期	限
		1 市内に住所を有する個人(均等割・所得	1月1日	均等割 3,000円	市民税の申告	<普通徴収>	
		割)		(平成26年度~令和5年度:500円加算)	3月15日	第1期	6月30日
	個	2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有		所得割 6%		第2期	8月31日
		する個人で市内に住所を有しないもの			給与支払報告書	第3期	10月31日
		(均等割)			1月31日	第4期	12月26日
	人					<特別徴収>	
						徴収月:6月~	
						納期限:徴収月	
市		1 市内に事務所又は事業所を有する法人		<均等割>	事業年度終了後	申告期限と同	
		(均等割・法人税割)		① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で	2ヶ月以内		62ヶ月以内
		2 市内に宿泊所、クラブ、寮、その他これ		市内に有する事務所、事業所又は寮などの	均等割のみは	均等割のみは	5.04.0
		らに類する施設を有する法人で、市内に		従業者数の合計数が50人以下であるもの	5月1日		5月1日
		事務所・事業所を有しないもの (均等割)		年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人で			
		(均等削)		従業者数の合計数が50人を超えるもの			
	法			年額 144,000円			
	14			③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下で			
民				ある法人で従業者数の合計数が50人以下のもの			
				年額 156,000円			
				④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下で			
				ある法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの			
				年額 180,000円			
				⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である			
				法人で従業者数の合計数が50人以下のもの			
				年額 192,000円			
				⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である			
				法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの			
税				年額 480,000円			
				⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である			
				法人で従業者数の合計数が50人以下のもの			
	人			年額 492,000円			
				⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である			
				法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの			
				年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業者			
				数の合計数が50人を超えるもの			
				年額 3,600,000円			
				<法人税割>			
				8.4%			
		(課税客体)	1月1日	1.4%	償却資産の申告	第1期	5月31日
[固 定	固定資産・・・・土地・家屋・償却資産		(免税点)	1月31日		7月31日
	E 資	(納税義務者)		·土地 30万円		第3期	9月30日
<u> </u>	至	固定資産の所有者		·家屋 20万円		第4期	11月30日
木	兑			·償却資産 150万円			
		(課税客体)	1月1日	0.3%		固定資産税と	司じ
幸	都	都市計画区域内(用途地域内)に存在する		(免税点)			
Ī		土地·家屋		・固定資産税が免点となるもの			
	計 画	(納税義務者)					
税		都市計画区域内(用途地域内)に存在する					
		土地・家屋の所有者					
		*				l	

2. 市税現行税率等一覧 -2-

区分	課税客体•納税義務者	賦課期日	税率	<u> </u>	申告期限	納期	限
	(課税客体)	4月1日	1) 原動機付自転車		(取得申告)	全期分	5月31日
軽自動車	原動機付自転車		50cc以下	2,000円	所有者等となった		
	軽自動車		新基準原付	2,000円	日から15日以内		
	小型特殊自動車		特定原付	2,000円	(廃車申告)		
	二輪の小型自動車		90cc以下	2,000円	所有者等でなく なった日から30日		
	雪上車		125cc以下	2,400円	以内		
	(納税義務者)		ミニカー	3,700円			
	軽自動車等の所有者又は使用者		2) 軽自動車				
			2輪の軽自動車	3,600円			
			3輪のもの	3,900円			
税			4輪以上のもの				
種 別			乗用·営業用	6,900円			
割			〃・ 自家用	10,800円			
			貨物用•営業用	3,800円			
			〃 ・自家用 ·······	5,000円			
			3) 小型特殊自動車				
			農耕作業用				
			その他				
			4) 二輪の小型自動車	6,000円			
			5) 雪上車	3,600円			
環軽	(課税客体)	取得時	非課税、0.5%、1%、2%				
境自 性動	売買などで軽自動車を取得した取得者		(免税点)				
能車			取得価格の50万円				
割税	(am eV et II)					. I. d. Bage)	
市 た	(課税客体)		R7.4.1現在 6,552円/1,000本		毎月販売分につき		
ば	たばこ販売				翌月末日まで	毎月販売分に	
こ 税	(納税義務者)					翌月末日	まで
	たばこ製造者又は卸売販売業者		保有・・・土地取得価格の 1.4%				
保別 有	(課税客体)					※平成15年度よ 当分の間、課	
有别	土地		取得・・・土地取得価格の 3.0%				10011 112
税地	(納税義務者)		(免税点)				
	土地の所有者又は取得者 (納税義務者)		5,000㎡ 1人1日 150円		翌月15日まで	申告期限と同じ	
	鉱泉温泉の入浴客		17/1日 190日		立力10日まり	型月15日 翌月15日	
						立 月15	120
	(1)年齢12歳未満のもの						
	(2)共同浴場又は一般公衆浴場に						
入	入湯する者						
湯	(3)療養のため引続き7日以上滞在して						
税	入湯する者						
	(4)修学旅行の生徒及び引率の教員						
	(5)日帰りで入湯する者						
	(徴収の方法)						
	旅館等の経営者による特別徴収						
, 国	(交付金算定客体)	前年の3月31日	交付金算定標準額の 1.4%			交付期限	6月30日
市有	国、地方公共団体所有の固定資産で		2 2 / CIN HAY / 2 111/0			>=14/711PA	-,,00
市町村交付金国有資産等所在	貸付資産等						
	(交付義務者)						
金在	国、地方公共団体						
17	ロンピルムスはは						